

令和 7 年度広報たかはま有料広告及び高浜市ホームページバナー広告取扱業務委託仕様書

1. 業務名

広報たかはま有料広告及び高浜市ホームページバナー広告取扱業務委託

2. 業務の概要

本市が推進する広告事業として、広報たかはま及び高浜市ホームページに掲載する広告枠を一括して借り上げる広告代理店を募集するもの。

3. 広報たかはま有料広告

(1) 広報たかはまの概要及び広告効果

① 広報たかはま発行回数等

(ア) 毎月号—12回

(イ) 発行部数1回につき12,000部

※広報紙発行日より市ホームページにPDF形式で掲載

② 広報たかはま配布先

市内町内会加入世帯及び市内公共施設等

(2) 広告掲載枠の数量及び規格等

① 広報たかはま中面は、1ページ分を売り渡し、最大縦26センチメートル、横17センチメートルで単色刷りまたは、カラー（2色）刷りとし、広告の右上に「広告」（縦5ミリメートル×横10ミリメートル）と表示するものとする。

② 広報たかはま裏表紙は、1ページを売り渡し、最大縦25.6センチメートル×横19.3センチメートルでカラー（4色）刷りとし、広告の右上に「広告」（縦5ミリメートル×横10ミリメートル）と表示するものとする。

①及び②ともに掲載位置については指定できないものとする。

(3) 貸付広告掲載枠

令和7年5月号～令和8年4月号

(4) 取扱事務

高浜市が貸し付けた広報たかはまの広告掲載枠にかかる以下の事務

① 広告主の募集

② 広告掲載申込みの受付、広告原稿等のとりまとめ、広報たかはま広告掲載申込書を総合政策グループへ提出

③ 申込み広告が高浜市広告掲載実施規則、広報たかはま広告掲載に関する要綱及びその他法令に適合しているかどうかの確認

④ その他①～③にかかる事務

(5) 広告原稿等の提出期限

広告の掲載を希望する広報紙発行日の前々月の20日まで。ただし、市が特別の事情があると認める場合はこの限りではない。

4. 高浜市公式ホームページバナー広告

(1) バナー広告の広告効果

広告表示ページビュー数約 1,032 件（令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月の 1 か月平均）

※今後もこのアクセス数が保証されるわけではありません。

(2) 広告掲載枠及び数量及び規格等

① 数量

年間の市ホームページのバナー広告最大 120 枠（月最大 10 枠）

② 規格等

1 枠のサイズ縦 60 ピクセル×横 220 ピクセル

③ 掲載位置

市ホームページトップページ下部。掲載位置については指定できないものとする。

(3) 貸付広告掲載枠

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の市ホームページバナーの広告 120 枠（月最大 10 枠）

(4) 取扱事務

高浜市が貸し付けた市ホームページの広告掲載枠にかかる以下の事務

① 広告主の募集

② 広告掲載申込みの受付、広告原稿等のとりまとめ、高浜市バナー広告掲載申込書を高浜市総合政策グループへ提出

③ 申込み広告が高浜市広告掲載実施規則、高浜市ホームページバナー広告掲載要綱及びその他法令に適合しているかどうかの確認

④ その他①～③にかかる事務

(5) 広告主に依頼する広告原稿データについて

① 形式

GIF（アニメ不可、透過 GIF 不可）または JPEG

② デザイン及び色彩

市のイメージを損なわないものであること

次の表記、構造は禁止とする

- ・動画、アニメーション等により画像が変化するもの
- ・「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- ・アラートマーク等により警告、注意等を発しているように誤解を与えるもの
- ・ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等により選択、入力又は当該バナー広告の下に選択肢があるような誤解を与えるもの

(6) 広告原稿等の提出期限

広告掲載の開始を希望する日の 1 月前。ただし、市が特別の事情があると認める場合はこの限りではない。

5. 共通事項

(1) 広告掲載の可否

広告掲載の可否は、高浜市広告掲載実施規則に基づき市が決定し、代理店へ連絡するものとする。

(2) 掲載広告の作成等

広告掲載のための広告原稿デザイン、作成については高浜市広告掲載実施規則に従い、広告代理店または広告主の責任及び負担で作成するものとする。

※色校正については、市に一任するものとし、市は色調等の違いに責任を負わないものとする。

(3) 広告内容の校正等

広告掲載内容の校正等は、原則として本業務の受任者と広告主が双方の責任において行うものとする。

(4) 広告掲載料の納入

広告代理店は令和7年9月30日までと令和8年3月15日までを支払い期日として、広告掲載料の2分の1ずつを市が交付する支払い通知書で支払うものとする。広告主が広告代理店に支払う広告料の金額及び徴収方法等は、広告代理店が別に定めるものとする。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項は、双方協議の上決定するものとする。